資料３－２

（抜粋）大阪府中央卸売市場業務規程案

（卸売の相手方の制限）

第３６条　（略）

　一―三　（略）

　四　卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であって、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件のいずれにも該当するとき。

　　イ　当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（一年未満のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

　　ロ　知事が、中央市場における取引の秩序を乱すおそれがないとして承認していること。

２―４　（略）

５　第１項第四号ロの規定による承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に食品製造業者等と締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に係る契約書の写しを添えて知事に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

　一　申請者の名称

　二　卸売の相手方となる者の氏名又は名称及び住所

　三　当該卸売の対象となる生鮮食料品等の品目

　四　当該卸売に係る生鮮食料品等の数量の上限

　五　実施期間

　六　入荷量が著しく減少した場合の措置

　七　当該卸売をしなければならない理由

６　（略）

７　第１項第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロの規定による承認を受けた卸売業者は、その承認に係る生鮮食料品等の卸売をしたときは、翌月十日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（仲卸業者の業務の規制）

第４４条　（略）

２　（略）

　一―三　（略）

　四　仲卸業者が、農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

　　イ　当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、買入れの実施期間（一年未満のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

　　ロ　知事が、中央市場における取引の秩序を乱すおそれがないとして承認していること。

３―６　（略）

７　第２項第四号ロの規定による承認を受けようとする仲卸業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に農林漁業者等と締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に係る契約書の写しを添えて知事に提出しなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

　一　申請者の氏名又は名称

　二　買入れの相手方となる者の氏名又は名称及び住所

　三　当該買入れの対象となる生鮮食料品等の品目

　四　当該買入れに係る生鮮食料品等の数量の上限

　五　実施期間

　六　入荷量が著しく減少した場合の措置

　七　当該買入れをしなければならない理由

８　第２項第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロの規定による承認を受けた買入れに係る契約に基づき買入れを行った仲卸業者は、当該生鮮食料品等を販売したときは、翌月十日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。